

組 合 員 各 位

奈 良 県 歯 科 医 師 国 民 健 康 保 険 組 合
理 事 長 仲 秀 俱

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に よ り 収 入 が 減 少 し た 被 保 険 者 に 対 す る 国 保 保 険 料 の 減 免 に つ い て

平 素 は 国 保 組 合 運 営 に ご 協 力 を い た だ き 厚 く 御 礼 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 こ の た び の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 拡 大 を 受 け 、 当 組 合 で は 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に よ り 収 入 が 減 少 し た 被 保 険 者 に 対 し 、 奈 良 県 歯 科 医 師 国 民 健 康 保 険 組 合 規 約 第 30 条 の 規 程 に よ り 、 国 民 健 康 保 険 料 の 減 免 を 実 施 い た し ま す 。

国 の 定 め る 基 準 に 基 づ く 下 記 要 件 を 満 た し た 方 は 申 請 に よ り 保 険 料 が 減 免 さ れ ま す 。

記

1. 減免の対象となる世帯及び減免額

次 の ① から ③ ま で の い ず れ か に 該 当 す る に 至 っ た 世 帯 に つ き 、 そ れ ぞ れ の 基 準 に よ り 算 定 し た 額 と す る 。 な お 、 複 数 の 基 準 に 該 当 す る 場 合 は 、 減 免 額 の 大 き い も の を 適 用 す る 。

- ① 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ り 、 主 た る 生 計 維 持 者 が 死 亡 し た 世 帯
⇒ 保 険 料 全 額 免 除
- ② 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ り 、 主 た る 生 計 維 持 者 が 重 篤 な 傷 病 を 負 っ た 世 帯
⇒ 保 険 料 全 額 免 除
- ③ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に よ り 、 組 合 員 の 事 業 収 入 、 不 動 産 収 入 、 山 林 収 入 又 は 給 与 収 入 (以 下 「 事 業 収 入 等 」 と い う 。) の い ず れ か の 減 少 が 見 込 ま れ 、 当 該 減 少 額 (保 険 金 、 損 害 賠 償 等 に よ り 補 填 さ れ る べ き 金 額 を 控 除 し た 額 。 以 下 同 じ 。) が 前 年 の 当 該 事 業 収 入 等 の 額 の 10 分 の 3 以 上 で あ る 世 帯
⇒ 組 合 員 の 事 業 収 入 等 に 係 る 減 少 率 に 応 じ た 次 の 表 の 各 区 分 に 掲 げ る 減 額 又 は 免 除 の 割 合

【表】

減少率	減額又は免除割合
5 / 10以上	全額
5 / 10未満 4 / 10以上	3 / 4
4 / 10未満 3 / 10以上	2 / 4

2. 減免の対象となる保険料

令和3年4月分から令和4年3月分

3. 申請期限

令和4年3月10日（木）

4. 提出書類

- ・ 国民健康保険料減免申請書
- ・ 減免対象となる理由を証明する書類
 - 理由①の場合
医師による死亡診断書
 - 理由②の場合
医師による診断書
 - 理由③の場合
 - ・ 令和3年分収入額を証明する書類
(確定申告書の写し・源泉徴収票の写し等)
 - ・ 令和2年分収入額を証明する書類
(確定申告書の写し・源泉徴収票の写し等)

※申請書は奈歯国保ホームページ（<http://kokuho.nashikai.or.jp>）からダウンロードしていただけます。